

Ⅲ 資料編

1 関係法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）

（19 文科初第 535 号 平成 19 年 7 月 31 日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図ることとしたこと。（法第 27 条）

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

①今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

②現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取り組みを行っている場合は、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者からの意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

2 「教育委員会定例会議事録」掲載ホームページアドレス

<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kyouiku/teireikai/teireikai.html>

3 平成 21 年度教育委員会基本方針

平成 21 年 3 月 24 日大磯町教育委員会第 12 回定例会で決定

平成 18 年の教育基本法の改正を受け、いわゆる教育三法の改正が行われ、新たな教育に向けた取り組みが益々求められるようになりました。特に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進等についての規定が整備されました。

大磯町では、簡素かつ効率的な行政組織を構築するための機構改革が進められ、改革重点事項の 1 つとして、スポーツ振興に関する事務を町部局へ、子育て支援に関する事務を教育委員会で実施することになりました。

大磯町教育委員会は、これらの法律改正と町の機構改革の趣旨を十分踏まえ、学校関係者、保護者及び地域住民との連携を深め、様々な教育課題や子育て支援に関する課題に取り組み、教育委員会活動のさらなる活性化に向け努力していきます。

《義務教育の基本方針》

現行学習指導要領の「生きる力」の理念や「大磯町第四次総合計画」の「心豊かな人を育てるまちづくり」の趣旨を踏まえる中で、新学習指導要領への移行を考慮し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成そして信頼される学校づくりの実現を通して、自己の生き方を見つめ、新しい時代を自ら切り拓くことのできる人づくりを目指します。

〔目標〕

1. 各学校では、創意工夫と新学習指導要領への移行を考慮した教育課程を編成し、特色ある学校づくりに努めるとともに、人間として心豊かでたくましい児童・生徒の育成を目指します。
2. 保護者や地域の方々と諸問題を共有しつつ協力体制を築き、これからの時代の要請に見合う大磯町にふさわしい教育活動の展開を図ります。
3. 「教職員としての使命の自覚」「教職員としての力量」を高めるために、教育研究所機能も活用し、研修・研究の機会や場を拡充します。さらに、校種間連携、他市町との広域的人事交流も推進します。

〔重点施策〕

1. 小学校・中学校
 - (1) 各学校において、T T や少人数指導、目標に準拠した評価等、指導法の工夫改善の研究に努め、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図ります。
 - (2) 小 1 プロブレムを解消し、よりきめ細かい指導を行うため、小学校第 1 学年で 35 人学級編制を行います。
 - (3) 児童生徒の連続的な学びと成長を図るため、小・中学校教員の授業の相互乗り入れや情報交換会の充実により小・中連携を進めます。
 - (4) 教職員の専門性や指導力向上につながる研修制度の整備と充実を図るとともに、教員免許更新制の導入に伴う免許状更新講習の受講に関し、遺漏がないよう周知徹底を図ります。
 - (5) 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の趣旨を踏まえ、各学校で編成された教育課程の実施を支援します。
 - (6) 特別支援教育の推進を図るため、教育支援員を配置するとともに、相談支援チーム体制を整備します。また、いじめ・不登校をはじめとする課題に対しても、その機能を活用し、教育相談及

び児童生徒指導の充実を図ります。

- (7) 開かれた学校づくりを進めるため、学校とPTA・地域・関係諸機関との協議・連携を図り、地域の教育力を活かす学習活動を行うとともに、学校内外における防犯・安全体制の一層の充実に努めます。
- (8) 学校水泳の実施に向け、実施場所や方法等について、引き続き検討してまいります。
- (9) 国府中学校校舎の耐震補強、大規模改修工事を実施します。

2. 教育研究所

- (1) 教育研究および情報ネットワークの拠点となるよう書籍類、研究資料等の収集・整理及び各種広報活動を推進します。
- (2) 教職員の自主的な研修ならびに調査・研究の充実を図るとともに、「大磯の自然ガイドブック(磯の生物編・仮称)」の作成に向け、準備を進めます。
- (3) 新学習指導要領に即した「社会科副読本」の改訂に向けた調査・準備を進めます。
- (4) 教職員を対象に事例研究や研修会を実施し、児童生徒指導上の諸問題の解決に向け、教職員の資質向上を図ります。
- (5) 教育研究所に配置しているスクールアドバイザーを中心に、心理的・情緒的な問題を抱えている子ども達に対する援助や指導を行い、その保護者や関係教職員に対する教育相談を行います。

《子育て支援の基本方針》

「安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進」、「家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進」、「多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実」を基本方針とし、子ども達一人ひとりのもとより、その保護者に対する子育て支援の充実を目指します。

〔目標〕

1. 幼稚園では、新幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々との協力体制を築く中で、心豊かでたくましい園児の育成を目指します。
2. 保育園では、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、子どもの年齢と成長に合わせたねらいを定め、適切な保育の実施を行います。
3. 幼稚園と保育園の交流を深め、就学前幼児の育成を見据えた中で、幼保連携を推進します。
4. 子育て支援サービスの充実を図り、身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざします。また、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちがいきいきと成長できるまちをめざします。

〔重点施策〕

1. 町立幼稚園では、教育支援員の配置や預かり保育を実施し、幼稚園教育の充実に努めます。
2. 町立保育園では、引き続き障害児保育を実施し、保育サービスの充実に努めます。
3. 町立幼稚園・保育園内外の防犯・安全体制づくりを推進します。
4. 町立保育園での3歳児以上の幼児組については、完全給食を実施します。
5. 町立・私立幼稚園及び保育園から小学校へ円滑に移行できるように、幼稚園及び保育園が小学校と協力し、各種行事を共同で開催するなどにより連携を図ります。
6. 放課後子どもプランの実現に向け、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施できるよう研究を進めます。
7. 大磯町次世代育成支援地域行動計画後期計画を策定します。

8. 子育て支援センターの機能とファミリーサポートセンターを併設した(仮称)子育て支援総合センターを建設します。
9. 通院にかかる小児医療費の助成対象を現在の小学1年修了前から小学6年修了前までに拡大します。
10. 新月京幼稚園の建設工事、国府幼稚園園舎の耐震補強及び改修工事を実施します。
11. 大磯幼稚園・小磯幼稚園の統合について、課題や民間幼稚園の誘致等も視野に入れた検討会の立上げなど具体的な事務を進めます。

《生涯学習の基本方針》

「思いやりのある心豊かな人づくり」を目標に「生涯を通して学習できる環境づくり」を施策の方針として、生涯学習施設の有効利用と学習機会の充実に努めるとともに、地域住民と一体となった活動を目指します。

〔目標〕

1. ライフステージに応じた学習機会や情報提供を推進するとともに、自主学習支援体制の充実、青少年の健全育成、芸術・文化活動の活性化を図ります。
2. 人権に対する正しい理解と認識を深め、差別や偏見のないおもいやりのある「まち」を目指します。
3. 文化財・埋蔵文化財の保全を図るため、資料収集及び保護・活用を推進します。

〔重点施策〕

1. 町民一人ひとりが意欲を持ち、自由に学習機会を選択し、学ぶことができる生涯学習の一助として導入した、大磯町生涯学習人材登録制度の充実を図ります。
2. 生涯学習館については、町民サービスの公平性を保つため、館の有料化を行うとともに、生涯学習活動の拠点施設として、利用者の利便性を図るため、開館日の拡充や時間制を導入します。
3. 県生涯学習情報システム「PLANET かながわ」を活用し、各種講座情報や学習・文化・スポーツ・ボランティア団体に関する生涯学習情報の整備を進め、町民の利用促進を図ります。
4. 町民ニーズに対応した生涯学習講座を開催します。
5. 芸術・文化の活性化を図るため、おおいそ文化祭やおおいそ美術展を、公共施設等を利用しながら引き続き開催します。
6. 人権に対する正しい理解と認識を深めるため、人権教育講演会を開催し、人権啓発活動を推進します。
7. 町内に所在する歴史的な建造物保存のため、国登録有形文化財建造物又は町指定有形文化財となりえる候補について、登録実現に向けた情報の収集に努めます。
8. 文化財資料等の保存・活用を図るため、蓄積された資料の整理を行うとともに、文化財調査報告書を刊行します。

《図書館の基本方針》

図書館は、町民の知る自由の保障及び情報提供活動の向上を図り、町民の知的要求や活動形態の多様化に対応するよう図書館サービスを展開するとともに、「大磯町子ども読書活動推進計画」に基づく、大磯の子どもたちの読書環境の整備に努めます。

〔目標〕

1. 「より便利に、より自由に、より役立つ」図書館を目指し、安全で快適な環境づくりと、人と資料を結び町民の多様なニーズに応えた利用促進を図るとともに、町民との協働により図書館活動の活性化と町民の生涯学習活動の支援を図ります。
2. 「大磯町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちがあらゆる機会と場所において、自主的に読書に親しめる環境、親しむ環境の整備に取り組むとともに、教育機関との連携を図ります。
3. 地域・行政資料の収集整理と資料の活用を図り、郷土資料館との連携のもと、地域情報の提供に努めます。

〔重点施策〕

1. 図書の情報・検索など図書館利用サービスの向上を図るため、コンピュータシステムを更新します。
2. 図書館開館時間や休憩スペースの確保など施設利用の拡充を図ります。
3. 負担の公平性の確保を図るため、会議室等の利用料及び減免基準等について見直しを図ります。
4. 図書館の効果的な管理運営を図るため、図書館窓口業務等の委託化について検討します。
5. 図書館本館北側壁面及び屋根の改修整備工事を実施し、利用者に安全で快適な環境の提供に努めます。
6. 児童サービスのボランティア講座を開催し、ボランティアの養成と支援を図り、町民との協働を推進します。
7. 児童講座の開催、ブックスタート、学校・幼稚園・保育園等への支援など子ども読書活動を推進します。

〈郷土資料館の基本方針〉

館のテーマである「湘南の丘陵と海」に基づき、資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動を行うとともに、地域住民と一体となった活動を目指します。

〔目標〕

博物館サービスを向上させ、地域住民にとって魅力があり、利用しやすい施設運営を目指します。

〔重点施策〕

1. 資料の保存、活用を図る一環として、引き続き木造神像の保存処理を行います。
2. ホームページを活用した活動状況などの情報提供を行うとともに、社会教育施設として生涯学習活動の場の提供に努めます。
3. 常設展示では取り扱うことのできない分野を補うため、企画展及び特別展を開催します。
4. 常設展示室のリニューアル、老朽化した施設の計画的な改修、運営のあり方など館の整備運営基本方針について検討します。
5. 明治時代を代表する政治家で、大磯に居を構えた伊藤博文が没して 100 年を迎えることから、特別展示事業を行うとともに、氏の人物像や大磯との関わりについて、記念講演会を開催します。